

地区整備計画区域		公益施設地区
用途地域 (建ぺい率・容積率) %		第一種中高層住居専用地域 (60・200)
土地利用の方針		公共施設の計画的な立地を図る。
まちづくりルール (地区整備計画)	建築物の用途	公共公益施設の計画的な立地を図る。
	敷地面積	【建築できるもの】 ・病院 ・地区内に立地する病院が建築する専修学校 ・地区内に立地する病院が建築する長屋、共同住宅又は寄宿舍 ・地方公共団体の用に供する建築物 ・建築基準法施行令第130条の4に規定する公益上必要な建築物
	建築物の壁面の位置	—
	形態・意匠	—
	かき又はさく制限	—

